



# 情報公開・個人情報保護制度

【問い合わせ】  
本館総務課  
☎41-3506

市では、市政への信頼性と透明性を高めるため、市政に関する情報を公開しています。

また、市が保有している個人情報や不適正に取り扱うとともに、皆さんの自分に関する情報を知ることができるとして権利などを保障しています。

## ■情報公開制度とは

市民の知る権利を尊重し、請求に応じて市の職員が職務のために作成または取得した文書や図面など（行政文書）を開示する制度です。行政文書の開示請求は、市民、市民以外を問わず誰でも請求できます。

## ■個人情報保護制度とは

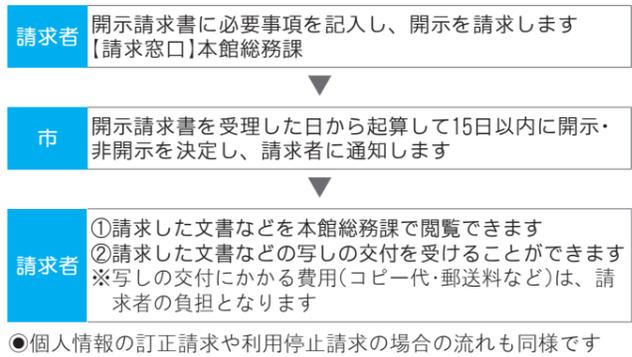
生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名や生年月日などにより、特定の個人を識別することができるものを「個人情報」と言います。同制度は、個人の権利利益を保護し、本人の請求により市が保有している個人情報

の開示や訂正、利用停止ができる制度です。

## ■開示請求から開示までの流れ

皆さんからの請求に応じて、行政文書や個人情報を開示します。原則として請求された内容は全て開示しますが、公益を損なうもの

## ■行政文書や個人情報の開示請求から開示までの流れ



## ■令和3年度 開示請求などの状況

### ▶行政文書の開示請求件数および決定状況(※)

請求先	請求件数	内訳			
		決定状況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
市長	152件	93件	63件	1件	6件
教育委員会	4件	3件	1件		
消防	3件	2件			1件
議会	1件	1件			
計	160件	99件	64件	1件	7件

※1件の開示請求で複数の行政文書についての請求があった場合は、複数の決定方法を採用しているため、請求件数と決定状況は一致しません

### ▶個人情報の開示の請求件数および決定状況

※個人情報の訂正、利用停止の請求はありませんでした

請求内容	請求件数	決定状況
個人情報の開示	12件	全部開示 6件 部分開示 4件 不存在 2件

## ■個人情報取り扱い事務の登録件数

市の機関	登録件数(5月26日現在)
市長	275件
教育委員会	41件
選挙管理委員会	8件
農業委員会	4件
消防	30件
議会	4件
計	362件

※市では、事務の名称や目的、対象者の範囲などを「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、本人が自分の情報に関与できるようにしています

が含まれている場合や、請求者が第三者の権利・利益を害する恐れがある情報などは、開示できない場合があります。

## ●個人情報であれば何でも保護？

個人情報は大変なものだという認識が高まる一方で、個人情報保護を理由に、必要となる個人情報までもが提供されなくなったり、各種名簿の作成が中止されたりするなどの状況が一部で見受けられます。

## ▶個人情報保護法の趣旨は

個人情報保護法は、民間事業者が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めているものです。このルールに従い、あらかじめ本人の同意を得ることで、クラス名簿や自治会名簿などを作成・配布することができます。また、災害や事故などの緊急時や捜査関係事項照会への回答のような場合には、本人の同意を得なくても情報提供できる場合があります。



# 「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」 いじめをふせぐために

市では「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「いじめ防止基本方針」という)を定めています。

この方針に基づき、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、取り組みを進めています。

域・関係機関の役割を示し、それぞれがいじめを防ぐために進んで行動することとしています。

市内小・中学校、高等学校の校長や生徒指導主事で組織する「生徒指導連絡協議会」では、平成27年6月に「情報機器使用ガイドライン」(\*)を策定。学校と家庭・地域が連携し、情報モラル教育の充実を図っています。

\*スマートフォンなどの適切な使用方法として▼夜9時以降は携帯電話などの使用をやめさせ、居間など保護者の目の届くところ

ろに置かせる▼個人が特定される情報をアップしたり、他人を誹謗中傷したりする道具として使わせないーなど4項目を示しています

## ②いじめを未然に防ぐ

各学校では、子どもたちがお互いのよさを認め合える授業・集団づくりに取り組みます。いじめをさせないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを、日頃から児童生徒に伝えていきます。さらに、先生は子どもたちのよさや変化に気付き、日常的に話し合える雰囲気づくりを心掛けています。

各家庭には、何でも話し合える関係づくりや、子どもに悩みを抱え込ませないで相談させるような

## いじめ防止に地域の力を

いじめを防止するためには、地域の皆さんの協力も必要です。子どもたちが安全・安心な日々を送れるよう、見守りで気付いたことを学校へ連絡するなど、普段から地域と学校が連携していくことが大切です。

## いじめを認知した場合の 学校の基本的な対応

- いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、迅速に当事者と加害者から具体的な言動について事実確認をする
- いじめられている児童生徒の担任等のみでいじめ問題を処理・対応することのないよう、学校全体で「組織」を活用して対応する
- 校長をリーダーとし、いじめと認知した時点から早期に関係者で対応を協議する
- 次の場合は直ちに教育委員会に口頭にて報告を行い、学校と教育委員会で対応を検討する
  - 重大事態に発展する可能性がある場合
  - いじめに関わる問題と認知してからある程度の時間を要しても解決に至っていない場合
  - 当事者間や関係する児童生徒の間で、指導および対応に困難が予想される場合
- 校長は事実に基づき児童生徒・保護者に説明する
- いじめの児童生徒には毅然とした態度で対応し、行為の善悪を理解させ、反省および謝罪をさせる
- 法を犯す行為については、直ちに警察などに連絡し協力を求める
- いじめが解決した後も、関係する保護者と継続的な連絡を行う

ー「いじめ防止基本方針」より

## 【問い合わせ】

▽教育委員会学校教育課  
☎41-3146  
▽いじめ相談ダイヤル  
☎41-3147